

YOB親睦テニスの会会則

第1条 名称

本会はYOB親睦テニスの会と称す。

第2条 目的

それぞれホームコートを持つテニス愛好のヤマハOB、OGが、一同に、親睦テニスを楽しむことを目的とする。

第3条 会員資格

ヤマハOBで、テニスへの愛情とフェアプレィの精神を持ち、パソコンメールで連絡を取れること。 注.1

第4条 入会と退会

第3条の資格を有するものが、本会の趣旨に賛同し、入会の意思を表示し、第5条に定める会員個人情報を事務局に報告する。事務局は全会員に入会通知を行う。退会は会員本人又は代理人からの事務局への退会通知による。

第5条 会員が事務局に報告する個人情報

第4条の会員個人情報は下記とし、変更があった時には速やかに事務局に報告する。尚、*の項目については任意報告項目とする。

氏名、住所、電話番号(固定電話番号、携帯電話番号のいずれか一方又は両方)、
パソコンメールアドレス、生年月、*ヤマハ退職年月、*在職中の主たる職場、
*趣味

事務局はこれらの情報を、会員の相互親睦を図る為に、各会員に伝え、各会員は個人情報の取り扱いに注意を払う。 注.2

第6条 浜松市高齢者団体認定申請

事務局は市営テニスコート使用料金の減免の為、浜松市へ高齢者団体認定申請を行うにあたり、第5条の会員個人情報の内下記の項目の名簿を提出する。

氏名、住所(番地は含まない)、年齢、会に於ける役職名(事務局担当のみ) 注.3

第7条 会費

会費は親睦テニス会への参加者のみに発生する。その会費は次の通りとする。

(会場費+ボール代)÷参加者数 (50円単位四捨五入)

以上の少額の会費につき、会員への会計報告は省略する。

第8条 役員

本会は次の役員を置く。

会長 開催する親睦テニス会毎に、参加者の最高齢者が担当する。

担当業務

- ・親睦テニス会当日の開会宣言
- ・事務局担当と協力しての会の運営

事務局 有志者又は推薦者に対する過半数の会員の承認により決定する。
事務局候補がない時、会は消滅する。

担当業務

- ・会員名簿の管理
(含 会員間の親睦の為に第5条の個人情報を会員へ公開)
- ・高齢者団体認定申請
- ・親睦テニス会の会場予約、会費設定

第9条 会員の役割

会員並びに事務局で準備した親睦テニスに、出来るだけ参加する。

事務局よりの会場予約依頼に対し、可能であれば、予約抽選の参加等会場予約に協力する。

第10条 構成員

本会の構成員は主として65歳以上とする。但し、65歳未満でも入会可とする。

第11条 会の所在地

本会の所在地は、事務局担当の居住する住所とする。

注.1 パソコンメールに限定し、添付ファイル機能その他の利用機能を一本化し、情報の伝達の便宜性を高める。

注.2 個人情報について

高齢者団体認定再申請に使用する為の最低情報として誕生年月を含める。

注.3 減免の額は通常使用料の半額。

会則制定 平成26年3月19日

YOB親睦テニスの会 事務局
長谷部 優 (1999年9月退職)
浜松市中区幸2丁目37-3